

# **低所得者世帯等への追加の給付金の迅速かつ公平な給付の実現に向けた 指定都市市長会緊急要請**

令和6年6月21日に、内閣総理大臣は、今秋に策定することを目指す経済対策の一環として、「年金（生活）世帯や低所得者世帯を対象として、追加の給付金で支援することを検討」することを表明した。

これまで、全国の市区町村では、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策として、令和2年度の特別定額給付金をはじめ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの国の給付金事業に対応してきた。また、現在も、定額減税やそれに伴う調整給付金、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金事業に対応している。

市区町村では、多くの地域課題に向き合う中、こうした給付金業務にマンパワーを割かざるを得ない状況が長期に渡って続いている、極めて大きな業務負担が生じている。さらに令和7年以降には、より複雑な制度設計となることが想定される「不足額給付」の実施が決定しており、業務負担が一層過大となることは明らかである。

物価水準が高止まりする中、食費などの高騰に苦しむ世帯に対する支援策が急がれるところであるが、給付金事業実施の度に、システム改修や申請・給付手続、コールセンターの設置等の事務を全国の市区町村が個別に実施するのは、国全体として著しく非効率な状況であり、また、人口規模の大きい指定都市においては極めて過大な負担となっている。

さらに、システム改修の観点では、国の示す給付時期に合わせて対応することが要求されるが、地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化と並行して対応することとなるため、一層の事務・財政負担はもとより、技術者不足に拍車をかける事態が生じている。

加えて、市区町村ごとに給付金事業に対応することで、基準日、支給要件などの違いが生じ、給付時期や内容に公平性を欠く面があるだけでなく、市区町村間での転出入者の調整等の煩雑な業務負担も生じている。

指定都市市長会としては、令和2年6月に国による一元的な給付制度の創設を要請し、その後国は、給付金の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、特定公的給付制度や公金受取口座登録制度の創設などの法整備を進め、一元的給付が可能となる環境を整えてきた。しかしながら、国は、デジタル社会の実現と行政DXを推進する立場でありながら、これまでの全国一律の給付金事業において、こうした環境を全く活用せず、上記のとおり国全体として極めて非効率な制度運用となっている。

そのような中、給付金関連の事務をサポートするためのシステムとして、本年2月からデジタル庁が給付支援サービスの提供を開始したが、給付対象者の抽出を行うことができないなど、機能として不十分であり、市区町村の事務負担の軽減は限定的なものに留まっている。

本年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、「行政手続等に残存している無駄や不便を解消する必要性が増しており、デジタル技術を適用した、さらなる最適化・効率化が求められる」ことを重点課題としている。

るが、給付金事業においては、全くかけ離れた状況であると言わざるを得ない。

国が一元的に給付事務を実施することで、全国で事務の効率化が図られるとともに、迅速かつ公平に給付金を支給することができるだけでなく、市区町村は、限られた行政資源を真に地域の実情に沿った市民サービスに集中することができる。

については、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

## 記

- 1 今般表明された追加の給付金はもとより、今後、全国一律の給付金事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的な給付事務の仕組みを構築した上で、自らの責任において実施すること。
- 2 国による一元的な給付事務の仕組みの構築に時間を要し、その間、市区町村に対応を求める場合は、負担を最小限のものとするため、以下の措置を講ずること。
  - (1) 給付要件や給付金額等の給付事務の仕組みを簡素なものとすること。
  - (2) 対象者の抽出機能をはじめ、給付事務に必要な機能を網羅した情報システムを事前に構築すること。
  - (3) コールセンターを集約すること。
  - (4) 給付事務に要する経費については、市区町村の負担が生じないよう、全額を国の責任において措置すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会